

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員の保有する
個人情報の保護に関する規程

平成 19 年 4 月 1 日
監査告示第 2 号

改正 令和 5 年 3 月 7 日 監査告示第 2 号

栃木県後期高齢者医療広域連合監査委員の保有する個人情報の保護に係る個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第 2 号）の施行については、この条例に必要な事項として広域連合長が定める規則等の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年監査告示第 2 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。